

役員等報酬基準に関する規定

【目的】

第一条 この規程は、社会福祉法人キングス・ガーデン埼玉の役員（理事及び監事）、評議員、第三者委員等外部委員の報酬等について定めるものである。

【会議等の出席報酬】

第二条 理事、監事及び評議員が、理事会、評議員会、その他法人の必要な務めに出席した場合、法人は、一回につき日当・交通費 10,000 円（税抜）を支給する。

第三条 外部委員（第三者委員等）が法人又は施設の必要な務めに出席した場合、法人又は施設は一回につき日当・交通費 5,000 円を支給する。

【理事長の報酬】

第四条 理事長の法人管理運営等の業務報酬として月額 150,000 円を支給する。また、業務に要する交通費はその都度、実費相当分を支給する。

【出張旅費】

第五条 役員及び評議員が法人業務のために出張する場合は、旅費規程を準用して支弁する。

【適用除外】

第六条 当法人の有給職員を兼務する役員等には、この規程を適用しない。

【改正】

第七条 この規程を改定又は廃止しようとするときは、評議員会の承認を得なければならない。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より、施行する。